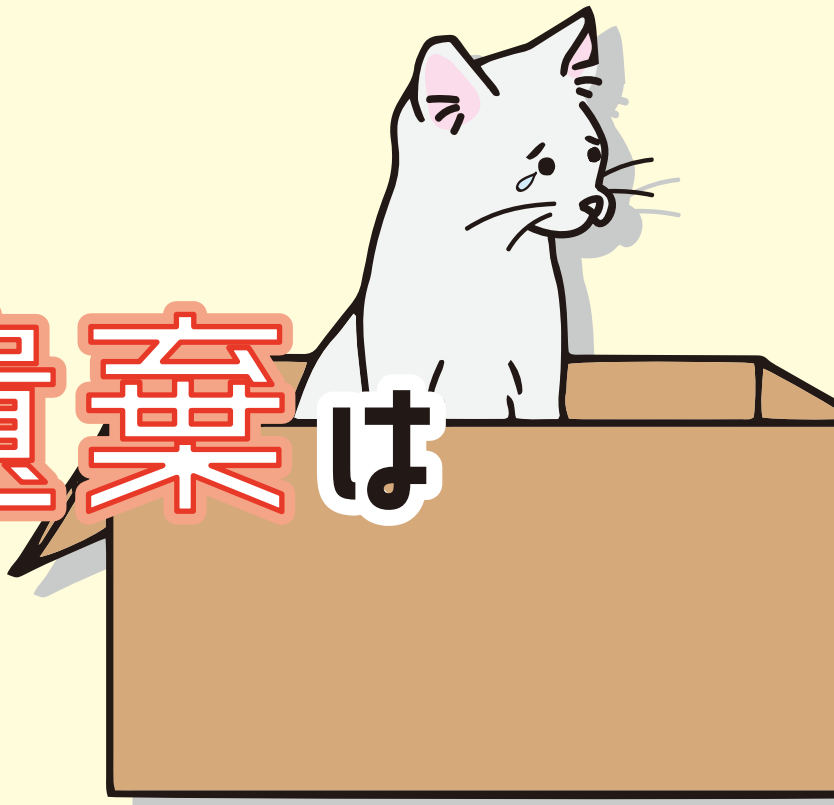


動物の 虐待・遺棄は 犯罪です。



虐待 の禁止

動物をみだりに傷つけたり、殺したりすることや給餌・給水をせず衰弱させるなどの虐待は動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されています。

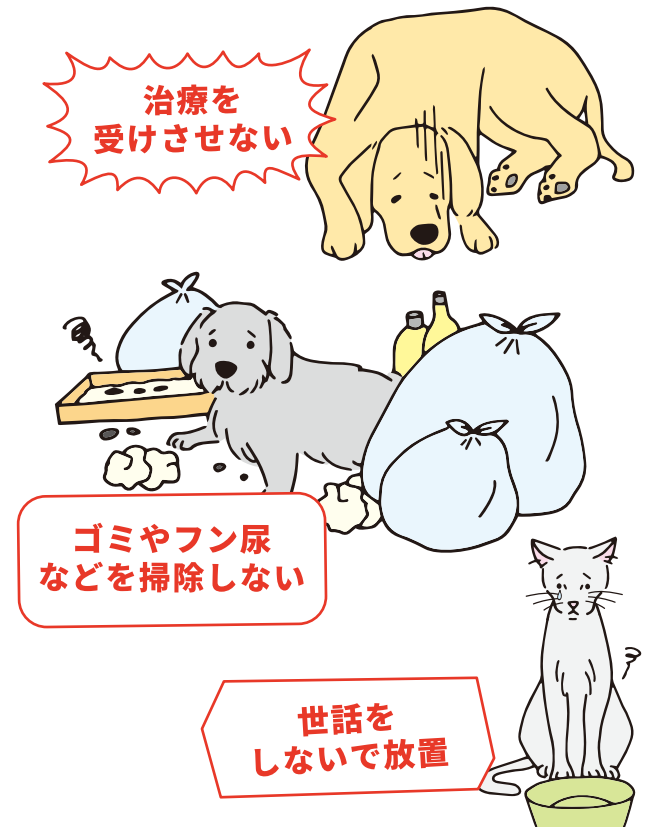
積極的(意図的)虐待

～やってはいけない行為を行う、行わせる～



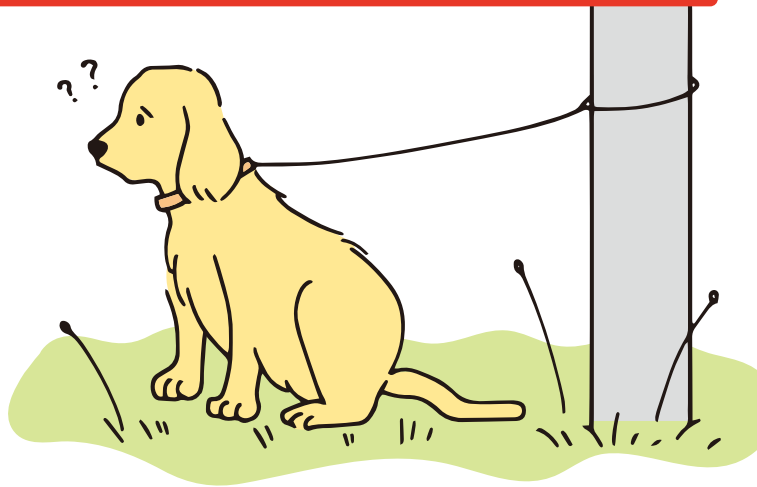
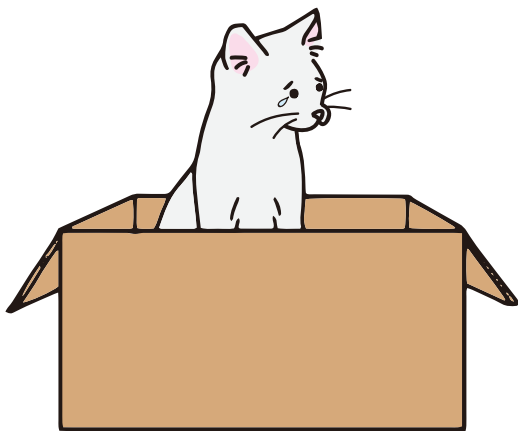
ネグレクト

～やらなければならない行為をやらない～



遺棄 の禁止

引越し先で動物を飼えない、動物の治療費が高額、飼うのが大変などの理由でペットを捨てることは犯罪です。



罰則

令和2年6月1日施行の動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、殺傷、虐待、遺棄について罰則が強化されました。
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)

動物の殺傷	動物の虐待・遺棄
5年以下の懲役又は500万以下の罰金	1年以下の懲役又は100万以下の罰金

飼い主は、動物がその命を終えるまで適切に飼いましょう！ 万が一、飼い続けることが難しくなったら・・・

飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼う責務があります。

しかし、どうしても飼えなくなったときは、飼い主の責任で新たな飼い主を探してください。

- できるだけ多くの親類や知人に聞いてみる
- かかりつけの動物病院に相談する
- インターネットを活用して、情報を発信する
- チラシやポスターを作成する

など、試してみましょう。

お問い合わせ

川口市保健所 生活衛生課 動物愛護係

〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3 (鳩ヶ谷庁舎4階)

TEL：048-229-3979

(受付時間 午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝・年末年始を除く)

FAX：048-281-5765

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。